

深谷市条例第 1 1 号

深谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

深谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 27 年深谷市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

榛沢西部地区地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された榛沢西部地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	--

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条—第 7 条関係）

1 岡里地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ
岡里地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 住宅（建築基準法別表第 2（イ）項第 1 号に定める住宅。ただし、長屋を除く。） (2) 住宅	1 5 0 平方メートル	隣地境界線から建築物の外壁の面までの距離は、次のとおりとする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物のうち、建築物に附属	9. 5 メートル（前面道路の路面の中心からの高さとする。）	道路境界線及び隣地境界線に面する垣又は柵の構造は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、門柱及び門扉については、この限りで

で診療所の
用途を兼ね
るもの

(3) 住宅
で事務所、
店舗その他
これらに類
する用途を
兼ねるもの
のうち建築
基準法施行
令（昭和2
5年政令第
338号）
第130条
の3に定め
るもの

(4) 前各
号の建築物
に附属する
もの

する物置、
車庫その他
これらに類
するもので
軒の高さが
2.5メー
トル以下で、
かつ、床面
積の合計が
10平方メ
ートル以下
であるもの
を除く。

(1) 隣
地境界線
から建築
物の外壁
の面まで
の距離は、
1メート
ル以上と
する。

(2) 岡
里地区地
区計画の
地区整備
計画図に
表示する
北側隣地
境界線か

ない。

(1) 塀
で、前面
道路の路
面の中心
からの高
さが1.
8メート
ル以下の
もの

(2) 高
さが0.
6メート
ル以下の
基礎（コ
ンクリー
トブロッ
ク、石積
み等を含
む。）の
上にフェ
ンスを施
したもの
で、前面
道路の路
面の中心
からの高
さが2メ
ートル以
下のもの

			ら南側に 向かって の建築物 の外壁の 面までの 距離は、 2階以上 の部分に ついては 1.9メ ートル以 上とする。	
--	--	--	---	--

2 榛沢西部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ
榛沢西 部地区 地区計 画の地 区整備 計画図 に表示 する地 区	次に掲げる用 途に供する建 築物 (1) 神社、 寺院、教会 その他これ らに類する もの (2) 公衆 浴場 (3) 老人 福祉センタ ー、児童厚 生施設その	1万平 方メー トル	道路境界線 から建築物 の外壁の面 までの距離 は、15メ ートル以上 とする。た だし、次の 各号に掲げ る建築物を 除く。 (1) 建 築物に附 属する物		道路境界線 に面する垣 又は柵の構 造は、次の 各号のいず れかに掲げ るものとし る。ただし、 門柱及び門 扉について は、この限 りでない。 (1) 塀 で、前面

他これらに類するもの
(4) 自動車教習所
(5) カラオケボックスその他これに類するもの
(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物又は産業廃棄物の処理業の用に供する建築物

置、車庫、便所その他これらに類するもので床面積の合計が15平方メートル以下であるもの
(2) 深谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成27年深谷市条例第1号）の施行の際現に存する建築物で、当該建築物の増築

道路の路面の中心からの高さが1.8メートル以下のもの
(2) 高さが0.6メートル以下の基礎（コンクリートブロック、石積み等を含む。）の上にフェンスを施したもので、前面道路の路面の中心からの高さが2メートル以下のもの

			をする場合 における 当該増 築に係る 部分の水 平投影の 前面道路 に面する 長さを当 該建築物 の敷地の 前面道路 に接する 部分の水 平投影の 長さで除 した数値 が5分の 1以下で あるもの	
--	--	--	--	--

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。